

6津第385号
令和6年6月14日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津野町長 池田三男

市町村名 (市町村コード)	津野町 (39411)
地域名 (地域内農業集落名)	芳生野 (向新田・保井川・下野・芳生野奈路・谷の内・旧宮・郷内・王在家・口目ヶ市)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中山間に位置しており、芳生野地区は施設園芸を主体とした経営体が多く、主にミョウガ、米ナス、茶の栽培が多い地域である。地区内の70歳以上の農業者が耕作する農地は22.7haで、その面積割合は約65%である。新規就農者を含めた若年層の担い手の確保が必要である。

当地区の中心部である保井川・下野・奈路地区は、ほ場整備や農道が整備され、水稻を中心とした営農や施設園芸に取り組んでいる。今後とも優良農地として維持・確保し、水稻の作付を中心に花き・ミョウガ・米ナス・ピーマンの施設園芸を推進し有効利用を進めていく。一部の地域においては、山間部に位置し、畑が多く、ほ場整備などの基盤整備が行われていないため、遊休農地が拡大している。

【地域の基礎的データ】

主な作物: 水稻、花き、ミョウガ、米ナス、ピーマン

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手である認定農業者は、国・県の補助制度を活用し、機械化などによる生産コストの削減を進める。新規就農者への支援として、国・県・町の新規就農者支援事業を利用するとともに、ハード面では中古ハウスの流動化や園芸用ハウスの整備等の支援を進め、「中山間地域等支払交付金」や「多面的機能支払交付金」等を活用して集落での耕作の継続、水路等の維持管理などの取り組みを推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	84 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	43 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

山間地に農地が点在しているため、大規模な農地集約は難しいが、高齢農家等の所有する農地を担い手への集積を進めるとともに、せまち直し等の基盤整備にも力を入れていく。農地利用は、認定農業者が担うほか、集落営農組合に水稻栽培を集積し、認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応する。

また、担い手による農地の集積や集約化が望めないため、新たな集落営農組織やJAや集落営農組織への農作業委託を検討していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地主の意向に基づき、農地を農地中間管理機構に貸し付け、段階的に集積を進め、集約化については、利用権設定を軸に、期間満了経過後、農地中間管理機構に付け替える。

(3) 基盤整備事業への取組方針

基盤整備事業は、平成13年度の口目ヶ市地区を最後に完了しており、現在新たな事業計画はない。今後、「多面的機能支払交付金事業」を活用し、計画的な水路や農道などの施設長寿命化のための補修や更新に務める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

果樹の収穫作業などの短期又は、特定の作業に従事する多様な担い手を確保する。

認定農業者、新規就農者及び規模拡大を考えている農業者を中心に農地を利用していくとともに、県やJAなどの関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目のない支援を行っていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

遊休化の恐れのある水田等については、地域内の事業体による農作業受委託を促進し、遊休農地発生の防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策については、イノシシ、シカ、猿の被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

⑦集落間の連携(多面的機能支払の活動組織の広域化・連携を推進する。)